

令和 6 年度
財政援助団体等監査報告書
〈第 1 回〉

公立大学法人長野大学
(上田市政策企画部)

上 田 市 監 査 委 員

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、令和 6 年度財政援助団体等の監査の結果(第1回)に関する報告書を、次のとおり提出します。

令和6年11月21日

上田市監査委員 東 方 久 男
同 土 屋 勝 浩
(公印省略)

目 次

第1 監査の概要	5
1 監査の目的	
2 対象年度	
3 対象団体及び実施期間	
4 監査の方法	
5 監査結果及び意見(総括)	
第2 監査結果及び意見	7
1 対象団体	7
(1) 団体概要	
(2) 監査結果及び意見	
① 固定資産管理について【指導事項】	
ア 規程の曖昧性の解消等について	
イ 減価償却資産の台帳について改善を求めること	
② 会計事務対応の向上について【意見】	
③ コンプライアンスの徹底とガバナンス等の強化について【指導事項】	
④ 学部学科再編と施設整備、建物等老朽化と基金造成について【意見】	
⑤ 市派遣職員の段階的縮減とプロパー職員の育成について【指導事項】	
⑥ 長期的視点に立った検証と改革の実行について【意見】	
2 所管部局	11
(1) 監査結果	
① 適切な指導監督について【指導事項】	

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定並びに上田市監査基準及び令和6年度監査基本計画に基づき、市が財政援助等を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助等に係るものについて、適正で合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、監査を実施しました。

2 対象年度

令和5年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象団体及び実施期間

市から財政援助等を受けた団体の中から、次の基準により過去の監査の実施状況等を踏まえて団体を選定し、令和6年5月13日から11月14日までの間に実施しました。

- ① 市から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- ② 市から補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- ③ 市から債務保証(借入金の元金又は利子の支払の保証)を受けている団体
- ④ 市から公の施設の管理を委託されている団体(指定管理者)

4 監査の方法

監査は、提出された調書等を調査し、団体及び所管部局の関係職員等から説明を聴取するとともに実地監査を実施し、次の着眼点により監査を実施しました。

- ① 市が補助金、交付金、負担金等財政的援助を与えているもの、出資しているもの、公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、法令等に従い適正に執行されているか。
- ② 内部統制に係る仕組みが適切に機能し運用されているか。
- ③ 団体:出資等財政援助の目的に応じた事業運営がなされているか。会計・財務の業務に係る内部統制は整備され、適切に運用されているか。法令等に基づく施設管理・管理事務が適正か。経営成績及び財務の状況はどうか。
- ④ 市所管課:権利(出資金等)に係る財産管理が適切か。出資金等財政援助に基づく団体の指導監督が適切か。

5 監査結果及び意見(総括)

監査を実施した公立大学法人長野大学において、指摘事項・検討事項はありませんでしたが、指導事項3件あり、監査委員の意見3件を添えました。

市所管部局への指摘事項・検討事項はありませんでしたが、指導事項1件ありました。

監査結果及び意見は、7頁以下のとおりです。

※監査結果の区分及び監査結果に添える意見

1 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの

2 指導事項

指摘事項には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したもの

3 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたもの

4 評価事項

事業の著しい前進がみられたもの、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられるもの

5 意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査結果の報告に添え、監査委員の意見として提出するもの

第2 監査結果及び意見

1 対象団体

(1) 団体概要

監査団体名	公立大学法人長野大学																		
団体所在地	上田市下之郷 658-1																		
監査年月日	令和6年9月24日																		
所 管 部 局	政策企画部(学園都市推進室)																		
代 表 者	理事長 平井 利博																		
設立年月日	平成29年4月1日(設置者:上田市)																		
法人の目的	この大学法人は、地域に根ざした大学として教育研究の推進に努め、豊かな人間性、高い専門性及び国際性を備え、新たな地域の創造に寄与し実践力のある人材を育成するとともに、上田市における知の拠点として地域の産業及び社会の発展に貢献するため、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び関することを目的とする。(定款第1条)																		
令和5年度決算状況	① 損益計算書 <table> <tr> <td>経常費用</td> <td>1,558,969,006 円</td> </tr> <tr> <td>経常収益</td> <td>1,676,107,808 円</td> </tr> <tr> <td>臨時損失</td> <td>5 円</td> </tr> <tr> <td>臨時利益</td> <td>909,214,910 円</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>1,026,353,707 円</td> </tr> <tr> <td>当期総利益</td> <td>1,026,353,707 円</td> </tr> </table> ② 貸借対照表 <table> <tr> <td>資産合計</td> <td>8,352,921,960 円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>5,230,775,800 円</td> </tr> <tr> <td>純資産合計</td> <td>3,122,146,160 円</td> </tr> </table>	経常費用	1,558,969,006 円	経常収益	1,676,107,808 円	臨時損失	5 円	臨時利益	909,214,910 円	当期純利益	1,026,353,707 円	当期総利益	1,026,353,707 円	資産合計	8,352,921,960 円	負債合計	5,230,775,800 円	純資産合計	3,122,146,160 円
経常費用	1,558,969,006 円																		
経常収益	1,676,107,808 円																		
臨時損失	5 円																		
臨時利益	909,214,910 円																		
当期純利益	1,026,353,707 円																		
当期総利益	1,026,353,707 円																		
資産合計	8,352,921,960 円																		
負債合計	5,230,775,800 円																		
純資産合計	3,122,146,160 円																		
監査対象事項	① 出資金(出資比率 100%) 2,068,440,000 円 ② 公立大学法人長野大学運営費交付金 276,083,000 円 ③ 公立大学法人長野大学修学支援事業補助金 93,379,600 円 ④ 信州上田学に係る長野大学負担金 5,300,000 円																		

(2) 監査結果及び意見

財務諸表は地方独立行政法人会計基準(以下、「基準」という。)に準拠して作成されているか、監事監査及び内部監査は正確な財務諸表作成のために機能しているかについて検証したところ、事務レベルから公認会計士の指導を受けていること、監事及び内部監査人の監査機能が有効であること、理事会の審議・議決経過も適切であることから、財務諸表は「基準」に準拠して作成され、承認手続は適切と思われます。

このほか、一部に是正・改善を要する事項が見受けられました。その内容は以下のとおりです。

① 固定資産管理について 【 指導事項 】

固定資産台帳について内容の正確性や完全性を確認したところ、以下の課題がみられました。財務諸表への影響は僅少ですが、円滑な事務引継や規程順守等の内部統制上の不備と受け止めて改善されることを求めます。

今回は固定資産に係る規程や事務処理に限定して検証しましたが、他の規程や事務処理についても確認してください。

ア 規程の曖昧性の解消等について

固定資産に関し、「会計規程」では範囲を示し(第32条)、取得は別に定めるとされています(第33条)。別の定めとして「会計実施規程」に補助簿として資産台帳が記載され(第8条)、決裁・専決区分に有形・無形固定資産に50万円未満が含まれていますが(別表第1)、貸借対照表勘定科目では建物・機械装置・工具器具備品・車両運搬具・その他有形固定資産は、取得原価について50万円未満のものを除くとされています(別表第2)。別の定めとして他に「固定資産規程」があり、有形固定資産は「取得価額が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの」と定めています(第3条第1号)。減価償却について「備忘価格は、1円」とされています(第12条第5項)。

固定資産規程には管理責任者や現物確認の定めが無いことから確認したところ、更に別の定めがあると伺い、「固定資産及び物品管理規程(以下、管理規程という。)」まで辿ることができました。管理規程によれば固定資産のほかに管理物品として「取得価額が10万円以上50万円未満かつ耐用年数が1年以上のもの」と定義した上で、「10万円未満であっても、教室等に設置の学生机、学生椅子、教卓、教卓用椅子及び教壇で、耐用年数が1年以上のもの」を含むとされ(第3条第1項)、管理台帳を設けることとされています(同条第2項)。

また、資産等として固定資産・管理物品・消耗物品に区分して(第2条)、資産等管理責任者(第6条)や資産等管理台帳の整備(第7条)、資産等の現物確認(第15条)が求められています。

以上を確認したうえで、規程の曖昧性に関して以下の点が挙げられます。他の公立大学法人の会計規程や固定資産管理規程を参考とされて改正してください。

(ア) 会計実施規程内で有形固定資産の範囲が不統一で固定資産規程とも不統一となっている。

(イ) 実際に作成されているものは資産台帳として整備され、管理台帳や資産等管理台帳

との関連が曖昧となっている。

- (ウ) 管理規程で資産等として消耗物品を含め対象を広げすぎて曖昧となっている。

また、管理物品に10万円未満であっても教室等に設置の机や椅子等を含めることは私学に適用された学校法人会計基準における基本金会計の影響(少額重要資産)が想定され、範囲が曖昧となることから削除を検討すること。

- (エ) 会計規程と会計実施規程を統合して、会計規程とすることで曖昧性を解消すること。

- (オ) 固定資産規程と管理規程を統合して固定資産管理規程とすることで曖昧性を解消すること。

イ 減価償却資産の台帳について改善を求めること

台帳名は資産台帳とされていましたが、以下の課題がみられました。

- (ア) 内容の記載不備

一部に取得時の取得価額と帳簿価額が同一であるべきところ、帳簿価額が相違して多額となっているものがありました。質問して回答を求めたところ、アスベスト等の資産除去債務を負債に計上した見合いとして帳簿価額に加えたためと伺いました。台帳上に経過がわかる記載と資産除去債務の補助簿との関連性を追記することを検討してください。

- (イ) 50万円未満の有形固定資産計上

一部に取得価額50万円未満のものが有形固定資産に含められ、減価償却されていました。固定資産規程に準拠していません。台帳上に経過がわかる記載がありません。

- (ウ) 耐用年数1年未満の有形固定資産計上

一部に耐用年数が2か月や5か月のものを固定資産に含めていました。固定資産規程に準拠していません。台帳上に経過がわかる記載がありません。

- (エ) 備忘価格の記載なし

償却済みのものについて備忘価格1円を付さずにゼロとなっているものが1件ありました。公立大学法人化時の資産登録ミスであり、システム上修正ができなかったと伺いました。システムの更新時に1円を付してください。台帳上に経過がわかる記載がありません。

② 会計事務対応の向上について 【 意見 】

私学に適用された学校法人会計基準とは全く異なる「基準」であること、令和4年8月31日に「基準」が改定され、資産見返負債の計上廃止など重要な会計方針の変更があったことなどを踏まえ、「基準」に準拠した事務対応能力の向上や経営分析等に活用するための応用能力の向上に取り組まれることを期待します。

③ コンプライアンスの徹底とガバナンス等の強化について 【 指導事項 】

教員等による訴訟案件2件について係争中です。

令和4年度から5年度の間に就業規則等違反により教職員の処分が数件あった内容を伺いました。

教職員の間でコンプライアンスが徹底されていない事案が複数発生しています。理事長・学

長を中心に再発防止策を検討し、更なる内部統制とガバナンスの強化を図ってください。

④ 学部学科再編と施設整備、建物等老朽化と基金造成について 【意見】

大学の新キャンパス建設が進められています。建設資金について地方独立行政法人法の規定により設立団体である上田市からの長期借入金が必要な財源となりますが、基金や補助金、寄附金の確保により長期借入金が縮減されるよう鋭意努力されていることを評価します。

その他にも老朽化した建物が目立ちます。

建物等老朽化に備えた新たな基金造成が必要であり、学生が安心して勉強ができる環境を維持するためにも、資金調達を含め、設置者である上田市と協議をしながら今後の施設整備について検討を進めてください。

⑤ 市派遣職員の段階的縮減とプロパー職員の育成について 【指導事項】

教職員・学生への適切な対応や異なる法や規則、「基準」に適時適格に準拠するには、定期異動する派遣職員には限界があります。

上田市の一般会計歳出に含まれる派遣職員人件費21百万円(令和5年度分で共済費・退職給付費除く)は大学の財務諸表の人件費から除かれています。

上田市からの職員派遣は大学改革を一層推進するため実施されていますが、将来的にはプロパー職員で構成する自立した運営とするのが大学自治のあるべき姿です。令和5年度は、上田市からの派遣職員が5名から3名に減員し、段階的な縮減が進んでいます。今後も、職員研修制度を充実させて、大学運営の核となる職員の育成に努めてください。

⑥ 長期的視点に立った検証と改革の実行について 【意見】

第1期中期目標期間(平成29年から令和4年度)の業務実績に関する評価書が令和5年8月に評価委員会より公表されました。そこでは全体評価結果の達成状況は「概ね良好」とされていますが課題・改善点や業務運営等に対する意見が付されています。

また、大項目別評価として7項目について同様に達成状況は「概ね良好」とされていますが今後の課題とする事項が付されています。全教職員の真摯な理解と課題克服のために着実な推進が期待されます。

こうした諸課題の取組を包括した第2期中期計画(令和5年度から令和10年度)が開始されています。国の政策動向や大学を巡る環境の変化に留意するとともに、上田市財政健全化の視点(住民負担コストの軽減)にも配慮され、上田市民の期待に応える大学運営が遂行されることを期待します。

2 所管部局(政策企画部)

(1) 監査結果

① 適切な指導監督について 【指導事項】

団体の監査結果に記載のとおり、指導事項3件、意見3件ありました。

指導事項や意見の趣旨を踏まえて設立団体としての指導監督を適切に実施してください。

